令和８年７月定例記者会見要旨（令和８年７月３０日）

１．マイナポータルで昨年３月から、県内自治体に先駆けて、証明書発行サービスを始めました。対象は、住民票の写しや戸籍謄本、課税証明書など１２種類だったと思います。サービス開始から１年が経過し、この１２種類のマイナポータル上での発行は、何件くらいあったのでしょうか。
また、窓口、コンビニ交付、郵送請求の３通りだった従前の発行手段から、どれくらいの割合が「オンライン」に移ったと言えるでしょうか。件数や割合が分かる場合、その数字をどのように受け止めるか、教えてください。

令和７年３月から令和８年６月におけるマイナポータルによる住民票の写しや戸籍謄本等の請求は６０件、税関係の証明書の請求は６７件ありました。
本市は、各種証明書の請求方法として市民の皆様にとって利便性が高く、安価な手数料で証明書の取得が可能なコンビニ交付を優先的にご案内しているところですが、コンビニ交付に対応していない証明書も多く存在することから、それらも含め窓口に来なくても取得できるようマイナポータルによるオンライン請求を開始したところです。
当該期間における住民票の写しや戸籍謄本、課税証明書などの請求は７６，８３１件で、そのうち２１，０７２件がマイナポータルとコンビニ交付による請求であり、デジタル手続きによる申請割合としては約２７．４パーセントです。
今後もより多くのかたにマイナポータルによる申請やコンビニ交付を利用して頂けるよう周知等を行ってまいります。

２．マイナポータルで昨年１２月から、粗大ごみ収集の申請受け付けを始めました。これまで年間千件程度の申請がありましたが、マイナポータル上では、開始半年でどれほどの申請があったでしょうか。件数が分かる場合、その数字をどのように受け止めるか、教えてください。

昨年１２月から開始した粗大ごみ収集の申請受付について、令和８年６月３０日までにおける申請件数は５５３件、うちマイナポータルによる電子申請は４０件となり、オンライン比率は約７．２パーセントとなります。
オンライン申請は、休日や夜間においても申請が可能であることに加えて、支払いまで電子上で簡単に完結するため、市民の利便性の向上が図られるものと考えておりますので、今後もさらに利用していただけるよう周知してまいります。

３．６月１９日に発生した東京都北区の小学校での火災を受け、市立の小中学校や幼稚園で何か対策を行ったでしょうか。教育委員会や学校・園、消防などで実施した対応がありましたら、教えてください。もし防火設備や避難設備の点検を行っていた場合、点検結果で何らかの基準不足はなかったでしょうか。

去る６月１９日に東京都北区の小学校で発生いたしました教育課程実施中の火災事故は、児童の生命をお預かりする教育現場において極めて重大な事態であり、本市におきましても大変重く受け止めております。

本市におきましては、この事案を受け、「迅速な危機対応」と「再発防止の徹底」を最優先課題と捉え、教育委員会、市こども課および消防本部が緊密に連携し、次の取り組みを即座に講じてまいりました。

事故発生直後の週明けとなります６月２２日、教育委員会および消防本部から管内すべての市立小中学校長に対し、緊急の指示通知を発出いたしました。この通知においては、単なる注意喚起にとどまらず、火気使用場所を含む校内すべての点検、コンセント周辺のトラッキング現象防止などのハード面、さらには授業中を想定した避難経路の障害物除去や教職員の役割分担の再確認といったソフト面も含めた「緊急防火点検チェックリスト」を提示し、全校での総点検と報告を指示いたしました。

また、６月２６日付で国から通知が発出されたことを受け、消防本部から同日付で小・中学校に加え、こども課が所管する就学前施設にも同様の内容の注意喚起を再通知しております。

続いて、７月９日に開催された市校園長研修会におきまして、本事案を含む過去の火災事例について改めて検証を行いました。各校園長に対し、学校経営の根幹である「危機管理意識」の再徹底を図るとともに、万一の火災発生時における初動対応、児童生徒の確実な避難誘導、ならびに不安を感じる児童への心理的ケアに至るまで、具体的かつ実践的な指導を実施したところでございます。

さらに、市消防本部におきましては、今回の事案を踏まえ、管内の全校園への立ち入り検査を実施し、専門的な見地からの防火指導や助言を行うなど、教育委員会およびこども課と強い連携体制を確立しております。

また、施設管理を所管する教育総務課およびこども課におきましても、消防本部から各学校、そして園に通知された立入検査結果で示された設備面・ハード面の修繕や改善が必要な箇所について、計画的な維持補修の対応を進めてまいりたいと考えております。

最後に、学校は、子どもたちが安心して学び、成長する場所でなければならないと考えております。本市といたしましては、今回の危機対応を一過性のものとせず、今後も教育委員会、こども課、消防本部が連携し、子どもたちの安全・安心の確保に万全を期してまいるという所存であります。

４．東京の火災では、音楽準備室に教員が私物の電気ストーブとサーキュレーターを持ち込み、洗濯物を乾かしていたことが失火の要因とされています。音楽に限らず、各教科の準備室があると思いますが、それが坂出市内では、各校に何室あるか教育委員会は把握されていますか。また、私物の持ち込みに関して規定などが設けられていますか。規定などがない場合、教員の私物の取り扱いについて、市長の考えはいかがでしょうか。

各学校における準備室の把握状況、教員の私物の取り扱い、および学校現場における事故

防止策についてお答えいたします。

市立小・中学校における準備室の設置状況について、施設を所管する教育総務課では、建築平面図および施設管理台帳に基づき現況を把握しております。

施設管理台帳によりますと、市立小学校９校における準備室数は、理科準備室や家庭科準備室等が計１９室、また、市立中学校３校における準備室数は、技術・美術・音楽・理科・家庭科等の特別教室に付随する各科の準備室が計３２室となっており、管轄する市立小・中学校全１２校における各準備室は合計５１室となっております。

次に、教職員の私物の持ち込みに関する規定について、本市におきましては、教職員の私物持ち込みそのものを一律に制限・禁止するような特別な規定は設けておりません。教職員が教育活動や執務を行うにあたり、個人の教材や文房具等を使用することもあるため、一律の制限は馴染まない側面があるというふうに捉えております。

しかしながら、今回報道されております事案のように、本来の教育活動からは逸脱した、いわば「常識の域を超えるような行動」や危険物の持ち込みによって火災が発生したとすれば、それは重大な問題であり、決して許されるものではないと考えております。

こうした想定外・イリーガルな行動による事故をいかに防ぐかにつきましては、単に「規定を設けてルールを増やす」ことだけでは限界があると考えております。大切なのは、「現場で危険の芽を早期に発見し、是正できるチェック体制（仕組み）」を日常的に機能させることだと考えております。

こうしたリスクを排除するため、各小・中学校において以下の取り組みを徹底・強化しております。

まず、毎月実施している校内安全点検において、担当者や点検箇所を固定化せず、あえて定期的にローテーションをするよう校長会にて指示を行いました。これにより、特定の教員の「慣れ」や「個人的な持ち込み・使用」による死角を排し、第三者の客観的な目で異常や危険物資を発見できる仕組みとしております。

次に、各校の管理職が日常的かつ定期的に校内を巡視し、特別教室や準備室、教職員の執務空間に至るまで、不適切な危険物の持ち込みや不適切な火気・電気器具の使用がないかチェックを行っております。

本市といたしましては、教職員一人ひとりが高い倫理観と危機管理意識を持つよう周知徹底を図るとともに、こうした「人の目に頼り切らない多角的な点検体制」を継続・強化することで、不適切な事態を未然に防ぎ、子どもたちの安全を最優先とした学校環境の維持に全力で取り組んでまいりたいと考えております。